証券コード 7829 (発送日) 2024年5月14日 (電子提供措置の開始日) 2024年5月7日

株主各位

東京都港区三田一丁目4番1号 株式会社 サマンサタバサジャパンリミテッド 代表取締役社長 湖 中 謙 介

第30回定時株主総会及び 普通株主による種類株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第30回定時株主総会及び普通株主による種類株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本定時株主総会には、第1号議案として「当社と株式会社コナカとの株式交換契約承認の件」を議案として上程いたしますが、この議案につきまして、会社法第322条第1項に基づくご決議をいただくため、普通株主による種類株主総会を併せて開催させていただくことになりました。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報(電子提供措置 事項)について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいます ようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト

https://www.samantha.co.jp/company/ir/library/ntc/



電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所(東証)のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト(東証上場会社情報サービス)にアクセスして、銘柄名(会社名)又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご確認くださいますようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト(東証上場会社情報サービス) https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do? Show=Show



なお、当日ご出席されない場合は、書面 (郵送) によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2024年5月28日 (火曜日) 午後6時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬具

- **1. 日 時** 2024年5月29日(水曜日)午前10時
- 2. 場 所 東京都港区芝公園一丁目1番1号 ベルサール御成門タワー 4階 (末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)

3. 会議の目的事項

【定時株主総会】

- 報告事項 1. 第30期(2023年3月1日から2024年2月29日まで)事業報告、 連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査 結果報告の件
 - 2. 第30期 (2023年3月1日から2024年2月29日まで) 計算書類 報告の件

決議事項

第1号議案 当社と株式会社コナカとの株式交換契約承認の件

第2号議案 定款一部変更の件 第3号議案 取締役3名選任の件

【普通株主による種類株主総会】

決議事項

議 案 当社と株式会社コナカとの株式交換契約承認の件

4. 招集にあたっての決定事項

- (1) 電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。なお、監査役及び会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。
 - ①事業報告の「業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要」 「会社の支配に関する基本方針」
 - ②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
 - ③計算書類の「株主資本等変動計算書|「個別注記表|
 - ④株主総会参考書類「第1号議案 当社と株式会社コナカとの株式交換契約 承認の件」のうち、株式会社コナカの定款の定め及び同社の最終事業年度 に係る計算書類等の内容
- (2) 議決権行使書用紙において、各議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (3) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますよう お願い申し上げます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び 東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
- ◎本株主総会の決議結果につきましては、決議通知のご送付に代えて、上記当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

事業報告

(2023年3月1日から) (2024年2月29日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、第1四半期中に新型コロナウイルス感染症(COVID-19)が5類感染症へ移行し、人々はかつての日常を徐々に取り戻す一方、資源・エネルギーを含む仕入価格の高止まり、深刻な人手不足による人件費の高騰、政策の後押しも受けた賃金上昇期待の高まりなど、これまで体感することができなかった新たな局面への転換・移行も余儀なくされる中で、当連結会計年度末を迎えました。

当社グループが属するファッション・アパレル業界においては、社会経済活動の正常化が進んだことによる外出機会の増加が個人消費を拡大させる後押しとなりました。また円安によるインバウンド需要の回帰も見られるなどコロナ禍以前の消費水準にはまだ届かないものの消費の伸びが見られました。一方で、コロナ禍によって変容した人々のライフスタイルにより消費行動や消費構成が変化しており、販売チャネルの多様性が求められるなど、より一層の対応と工夫が求められる市場になりつつあります。

このような状況のもと、当社グループは「心を一つに!一手間かけた思いやり」 を行動規範として、全方位的な構造改革(Reborn計画)を推進しております。サ マンサタバサ事業においては、新業態店舗であるReborn計画店舗の拡大を進める とともに、ブランド&デザインの一元化を行うことで、販売面での世代別マーケテ ィングを強化いたしました。加えて、高級素材を用いた本革製品の構成比を従来の 15%前後から30%超に押上げ客単価の向上に奏功し、さらに戦略的ブランドパー トナー企業との協業を加速し実店舗並びにECでの販売を拡大するなど、新たなる 市場領域を通じて売上高向上に向けた諸施策を推進しております。また、製造原価 低減への取り組みとともに品質向上のために、点在していた中国の製造拠点をブラ ンド別に2拠点に集約し、専用化ラインの契約と生産開始を行うとともに、 ASEAN地域での生産拠点化にも取り組む一方、本革製品の構成比が急速に向上さ れたことに対応して子会社工場を中心に国内での生産力の向上に努めております。 さらには高コスト化が大きな課題であった従来の配送管理と店着物流において、ロ ジスティクス総合化計画に取り組んでおり、従来の関東エリアの5拠点に点在して いた物流倉庫を、新物流センター(名称:「サマンサタバサグループロジテックセ ンター」)に移転統合を行い、IT化で支援した保管と配送の効率化により大きく改 善するとともに、「店着物流」の合理化と効率化を行い、2024年度問題も視野に 入れて物流構成比の削減に取り組んでおります。

フィットハウス事業におきましては、これまでの郊外ロードサイド単店舗型の事業構造から、ショッピングモール内での新たなReborn計画店舗業態を開発し、今下期よりテスト店舗でのゾーニング化とMDプランの実証実験を行いながら、業態開発店舗の出店を開始しております。

以上の取り組みにより、業績を改善してまいります。

店舗展開につきましては、当連結会計年度の店舗数は、国内バッグ事業で103店舗(内Reborn計画店舗13店舗)、海外バッグ事業で28店舗、ジュエリー事業で19店舗、アパレル事業で45店舗、その他事業で30店舗となります。期首270店舗から45店舗純減(内Reborn計画店舗への移行に伴う閉店は22店舗)し、総店舗数は225店舗となりました。

これらの結果、当連結会計年度の売上高は227億24百万円(前年度比10.0%減)、営業損失は10億27百万円(前年度は17億17百万円の損失)となりました。売上高につきましては、不採算店舗からの撤退並びに全体的なお客様来店数の減少傾向の中、インバウンド需要の取り込み、季節対応型商品企画の本格投入などの巻き返しを図りました。一方、「Reborn計画」に基づく全方位的な構造改革の結果、売上原価は対前年度実績比11.9%減、販売費及び一般管理費合計は対前年度実績比11.8%減など固定費の低減に成功し、営業損失の縮小に努めました。

経常損失は12億16百万円(前年度は15億48百万円の損失)となりました。営業外収益に不動産賃貸料94百万円、為替差益68百万円、受取保険金39百万円、受取利息23百万円などを、営業外費用に支払利息1億33百万円、2023年5月31日付A種種類株式の発行諸費用である株式交付費2億14百万円、浸水被害に伴う災害による損失33百万円などを計上したことによるものであります。

これらの結果、税金等調整前当期純損失は15億84百万円(前年度は21億17百万円の損失)となりました。Reborn計画に基づき、資産効率の向上策として固定資産の売却、収益構造の改善策として店舗業態の転換や不採算店舗からの撤退などを行った結果、特別利益に固定資産売却益4億92百万円、関係会社清算益41百万円、特別損失に固定資産除却損13百万円、店舗閉鎖損失35百万円、そして既存店舗や全社資産において減損の兆候が見られることから固定資産減損損失8億54百万円を計上したことによるものであります。

親会社株主に帰属する当期純損失は16億円(前年度は19億96百万円の損失)となりました。法人税、住民税及び事業税26百万円、法人税等調整額△82百万円並びに非支配株主に帰属する当期純利益71百万円を計上したことによるものであります。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は、4億45百万円であり、その主なものは、 新規出店・改装投資であります。

(3) 資金調達の状況

当社は、既存借入金のリファイナンス資金調達を目的として、総額74億円のシンジケートローンを組成しております。また、当連結会計年度に、親会社株式会社コナカを引受先としたA種種類株式を発行し18億円の資金調達を行いました。また、親会社から9億円の借入を行いました。

(4) 重要な企業再編等の状況

第2四半期より、株式会社サマンサタバサリゾートの清算結了により同社を連結の範囲から除外し、非連結子会社であった株式会社エフブランドも清算結了しております。

(5) 対処すべき課題

今後の経営環境につきましては、外部環境に様々な不確実性が存在するなど、予断を許さない状況であるとの認識のもと、当社は2024年4月10日付公表「株式会社コナカと株式会社サマンサタバサジャパンリミテッドの株式交換による経営統合に関する最終合意について」のとおり、2024年4月10日開催の取締役会において、株式会社コナカ(以下「コナカ」といいます。)を株式交換完全親会社、当社を株式交換完全子会社とする株式交換(以下「本件株式交換」といいます。)による経営統合を行うことを決議いたしました。なお、本件株式交換は、2024年5月29日開催予定の当社定時株主総会及び普通株主による種類株主総会での承認を前提としております。また、本件株式交換の効力発生日(2024年7月1日予定)に先立ち、当社の普通株式は、東京証券取引所グロース市場において、2024年6月27日付で上場廃止(最終売買日は2024年6月26日)となる予定です。

コナカと当社は、経営統合を通じて、柔軟かつ迅速な意思決定をはじめとした効率的な経営体制を構築し、グループとしての総合力を一段と発揮し、顧客の求める付加価値をスピーディーに提供することによって、グループ全体の企業価値の向上を目指してまいります。

(経営統合により見込まれる相乗効果)

経営統合することにより、これまでにも増して迅速かつ効率的な意思決定のもと、コナカのリソースを活用することによる当社本部系の業務効率化の促進と、全

方位的かつ抜本的な構造改革施策を速やかに実行し、最速で収益力の改善を達成いたします。

当社グループが展開する主要販路である百貨店、都市型商業施設、モール型商業施設及びEC販路に対しこれまで培ってきた事業ノウハウを、コナカグループ内で有効活用することで、グループにおける事業ポートフォリオの最適化に寄与します。

コナカの事業領域において、コナカの事業ノウハウを活かした新商品を開発し、 新規顧客の獲得と当社事業の販路を拡大いたします。

当社グループの保有するレディースファッション領域の事業ノウハウを活かして、コナカは今後より幅広く市場を捉え、コナカグループ全体としての更なる事業成長を促進いたします。

コナカとの経営統合により見込まれる相乗効果を中心に様々な施策を全社一丸となって実行し、収益性の高い事業構造へとリカバリーしていくことを成し遂げてまいります。

(6) 財産及び損益の状況の推移

(企業集団の財産及び損益の状況)

区分	第27期	第28期	第29期	第30期 (当連結会計年度)
E.73	2021年2月期	2022年2月期	2023年2月期	2024年2月期
売 上 高(百万円)	22,594	25,366	25,241	22,724
経常損失(△)(百万円)	△3,599	△2,495	△1,548	△1,216
親会社株主に帰属する当期純損失(△)(百 万 円)	△10,049	△4,152	△1,996	△1,600
1株当たり当期純損失(△)(円)	△186.23	△63.06	△30.31	△24.30
総 資 産(百万円)	24,067	20,574	16,354	13,723
純 資 産(百万円)	6,792	2,517	479	751
1株当たり純資産額(円)	99.74	33.86	1.49	△23.34

⁽注) 第30期の1株当たり純資産額は、非支配株主持分の他、A種種類株式の払込額18億円を控除して 普通株式に係る純資産額を算定しております。

(当社の財産及び損益の状況)

区分	第27期	第28期	第29期	第30期 (当事業年度)
E.73	2021年2月期	2022年2月期	2023年2月期	2024年2月期
売 上 高(百万円)	17,493	19,472	18,621	16,399
経常損失(△)(百万円)	△3,530	△2,526	△1,809	△1,470
当期純損失(△)(百万円)	△4,148	△4,186	△1,455	△1,825
1株当たり当期純損失(△)(円)	△76.88	△63.58	△22.10	△27.72
総 資 産(百万円)	21,259	17,949	14,434	11,659
純 資 産(百万円)	5,753	1,557	124	94
1株当たり純資産額(円)	87.37	23.65	1.90	△25.90

⁽注) 第30期の1株当たり純資産額は、A種種類株式の払込額18億円を控除して普通株式に係る純資産額を算定しております。

(7) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

当社の親会社は株式会社コナカで、同社は当社の普通株式38,910千株(議決権比率59.1%)、A種種類株式18株(持分比率100.0%)を保有しております。

② 親会社との間の取引に関する事項

- イ. 当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項 当社は親会社との間で「商品の発注及び代金の支払業務の委託」等の取引を実施しておりますが、当該取引をするに当たっては、少数株主の保護のため、当該取引の必要性及び取引条件が第三者との通常の取引と著しく相違しないこと等に留意し、合理的な判断に基づき、公正かつ適正に決定しております。
- ロ. 当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びそ の理由

当社は、親会社からの独立性確保の観点も踏まえ、独立社外取締役からも当社 経営に対する適切な意見を得ながら、取締役会において多面的な議論を経たう えで、当該取引の実施の可否を決定しております。

事業運営に関しては、取締役会を中心とした当社独自の意思決定に基づき業務 執行をしており、上場企業としてのお互いの立場を尊重しつつ経営の独立性を 確保しながら、適切に経営及び事業活動を行っております。

ハ. 取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合の当該意見 該当事項はありません。

③ 親会社との重要な財務及び事業方針等に関する契約等

当社は親会社との間で資本業務提携契約を締結し、店舗出店におけるノウハウ・情報共有や共同出店、広告宣伝活動の協働、商品供給による売上総利益の改善、物流拠点の相互利用、店舗運営におけるサービス向上、人材交流の多方面にわたり両社で共同して提携を推進することにより、収益性の改善及び競争力の強化に努めております。独立当事者間としての公正な取引価格として認められる基準により、取引を行うこととしております。

当社と親会社の間で利益相反の恐れがある取引及び重要な契約等を締結する際、当社役員である湖中謙介氏は親会社の役員を兼務しているため、当該意思決定の決議に参加しないこととして、利益相反を回避しております。

④ 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議決権 比率	主な事業内容
株式会社バーンデストローズジャパンリミテッド	19百万円	100.0%	アパレルの企画・製造・販売
Samantha Thavasa China Limited	200万香港ドル	100.0%	バッグ・アパレル等の販売
Samantha Thavasa Shanghai Trading Limited	3,600万中国元	100.0%	バッグの販売
Samantha Thavasa Singapore Pte. Ltd.	40万シンガポールドル	51.0%	バッグの販売
STL Co. , Limited	120億5千韓国ウォン	50.0%	バッグの企画・製造・販売

- (注) 連結対象子会社は上記5社を含め7社であります。なお、当連結会計年度の企業再編等については、「(4)重要な企業再編等の状況」をご参照ください。
 - ⑤ 事業年度末日における特定完全子会社の状況 該当事項はありません。

(8) 主要な事業内容

バッグ、ジュエリー及びアパレルの企画・製造・販売を主な事業とする「ファッションブランドビジネス」を行っております。

(9) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

従	業	員	数	前	連	結	会	計	年	度	末	比	増	減
	1,608 (459)名					243	名減	(14	41名	減)			

(注) 従業員数は、就業人数であり、嘱託社員・契約社員・パート及びアルバイトは () 内に年間の 平均人数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

従	業	員	数	前事業年度末比増減	平	均	年	齢	平	均	勤	続	年	数
		20名		107名減	32.8歳				8.8年					

(注)従業員数には、嘱託社員・契約社員・パート及びアルバイトの294名は含まれておりません。

(10) 主要な借入先の状況

借	入	会	社	借		入	先	Ì	の	名	i	称	借	入	額	(百	万	円)
				株	式	会	社	三 扌	‡ 住	友	銀	行							5,6	40
当			社	株	左	4	会	社	コ		ナ	カ							2,2	200
				株	式	会	社	み	ず	ほ	銀	行							1,6	80

(注)上記、借入金の一部には、財務制限条項が付されております。

(11) 主要な事業所

会 社 名	所 在 地	店舗数
当社	本社:東京都港区	152
株式会社バーンデストローズジャパンリミテッド	本社:東京都港区	45
Samantha Thavasa China Limited	本社:Causeway Bay, Hong Kong	_
Samantha Thavasa Shanghai Trading Limited	本社:中国上海市	_
Samantha Thavasa Singapore Pte. Ltd.	本社: Tan Chong Tower Singapore	_
STL Co., Limited	本社:大韓民国ソウル市	26

(12) その他企業集団の現況に関する重要な事項

株式交換による経営統合

当社は2024年4月10日開催の取締役会において、株式会社コナカを株式交換完全親会社、当社を株式交換完全子会社とする株式交換(以下「本件株式交換」といいます。)による経営統合を行うことを決議いたしました。なお、本件株式交換は、2024年5月29日開催予定の当社定時株主総会及び普通株主による種類株主総会の承認可決を前提としております。また、本件株式交換の効力発生日(2024年7月1日予定)に先立ち、当社の普通株式は、東京証券取引所グロース市場において、2024年6月27日付で上場廃止(最終売買日は2024年6月26日)となる予定です。

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数
 普通株式
 (2) 発行済株式の総数
 普通株式
 (3) 株 主 数
 普通株式
 134,400,000株
 18株
 65,851,417株
 A種種類株式
 18株
 18,915名
 A種種類株式
 14名

(4) 大 株 主

# ÷ 5		持 株 数		抽 批 以
株 主 名	普通株式	A種種類株式	合 計	持株比率
	株	株	株	%
株式会社コナカ	38,910,226	18	38,910,244	59.09
寺 田 和 正	11,046,600	_	11,046,600	16.78
金 室 貴 久	500,100	_	500,100	0.76
山下良久	367,300	_	367,300	0.56
平 野 秀 和	340,000	_	340,000	0.52
野 崎 昌 孝	257,100	_	257,100	0.39
河 原 塚 隆 史	231,000	_	231,000	0.35
清 水 優	180,000	_	180,000	0.27
有限会社梅林堂	148,100	_	148,100	0.22
宮 崎 真 穂	140,000	_	140,000	0.21

⁽注) 持株比率は発行済株式 (普通株式及びA種種類株式) の総数から自己株式 (普通株式282株) を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日に当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に当社使用人、子会社役員及び使用人に対して職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

٠.								
		地位 氏名				名		担当及び重要な兼職の状況
	代表取締役社長 米 田 幸 正				田	幸	正	シーオス株式会社 社外取締役 国士舘大学経営学部 客員教授 株式会社STK 代表取締役社長
	取	締	役	世	永	亜	実	
	取	締	役	湖	中	謙	介	株式会社コナカ 代表取締役社長CEOグループ代表
	取	締	役	守	屋	宏	_	守屋法律事務所 所長
	取	締	役	伊	串ク	く美	子	株式会社ブロードリーフ 社外取締役
	常 勤	加監 査	役	佐	伯	章	$\stackrel{-}{-}$	佐伯章二税理士事務所 所長
	監	査	役	野	本	昌	城	野本法律会計事務所 代表 岡本硝子株式会社 社外監査役
	監	查	役	大	橋	_	生	大橋一生公認会計士事務所 代表 株式会社サンリオ 社外監査役 株式会社グラファイトデザイン 社外監査役

- (注) 1. 取締役守屋宏一氏及び取締役伊串久美子氏は、社外取締役であります。
 - 2. 監査役佐伯章二氏、監査役野本昌城氏及び監査役大橋一生氏は、社外監査役であります。
 - 3. 監査役佐伯章二氏、監査役野本昌城氏及び監査役大橋一生氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 - ・監査役佐伯章二氏及び監査役野本昌城氏は、税理士の資格を有しております。
 - ・監査役大橋一生氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しております。
 - 4. 取締役守屋宏一氏、取締役伊串久美子氏、監査役佐伯章二氏、監査役野本昌城氏及び監査役 大橋一生氏が兼職している他の法人等と当社の間には、特別の関係はありません。
 - 5. 取締役湖中謙介氏の兼職先であります株式会社コナカは当社の親会社であります。
 - 6. 当社は、取締役守屋宏一氏、取締役伊串久美子氏、監査役佐伯章二氏、監査役野本昌城氏及び 監査役大橋一生氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出 ております。
 - 7. 米田幸正氏は、2024年4月15日をもって取締役及び代表取締役を辞任いたしました。
 - 8. 取締役湖中謙介氏は、2024年4月15日付で代表取締役社長に就任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は、当社の取締役及び監査役及び執行役員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約により、被保険者が会社役員等としての業務につき行った行為に起因して損害賠償請求がなされた場合の損害賠償金や争訟費用等の損害が填補されることとなります。なお、被保険者の全ての保険料を当社が全額負担しております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等

① 当事業年度に係る報酬等の総額

区分	支給人員	報酬等の総額
取 締 役 (うち社外取締役)	4名 (2名)	48百万円 (8百万円)
監 査 役 (うち社外監査役)	3名 (3名)	12百万円 (12百万円)
合計	7名	60百万円

- (注) 当事業年度末日現在の取締役は5名(うち社外取締役2名)、監査役3名(うち社外監査役3名)であります。上記の取締役の員数と相違しておりますのは、無報酬の取締役1名を除いているためであります。
 - ② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項 2005年5月26日開催の第10回定時株主総会において、取締役の報酬限度額は 年額400百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)、監査役の報酬限 度額は年額20百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結 時点の取締役の員数は7名、監査役の員数は3名であります。
 - ③ 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針等

当社の取締役の報酬については、企業価値の中長期的・持続的な向上を目的として、職責に応じた適正な水準とすることとし、2021年2月25日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方針を決議しております。具体的には、金銭による月例の固定報酬のみとし、業績連動報酬や非金銭報酬は支給いたしません。取締役会において報酬の総額を決議したうえで、その配分の決定を代表取締役社長に委任しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法並びに決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

④ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役会は、代表取締役社長米田幸正氏に対し、各取締役の報酬額の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当職務に応じた貢献度等を総合的に評価するには、代表取締役社長が適していると判断したためであります。

(5) 社外役員に関する事項

社外役員の主な活動状況

	区分		氏名	出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取	締	役	守屋宏一	当事業年度開催の取締役会23回のうち21回に出席し、主に弁護士としての専門的見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。当連結会計年度においては、ブランド事業における様々な法的な対応手段について的確な助言をいただきました。
取	締	役	伊串久美子	当事業年度開催の取締役会23回のうち全てに出席し、 複数のグローバル企業での勤務及び経営者としての豊富な 経験と、事業戦略の策定、新規事業、マーケティング戦略 に関する専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性及 び適正性を確保するための適切な役割を果たしておりま す。当連結会計年度においては、EC戦略やCRM、CS向 上施策等に向けた助言をいただきました。
監	查	役	佐 伯 章 二	当事業年度開催の取締役会23回のうち全てに、また、 当事業年度開催の監査役会20回のうち全てに出席し、主 に税理士としての専門的見地からの発言を行っておりま す。監査役会で定めた監査方針・計画に従い、執行部門の 役員との意見交換など、幅広い見地で活動をいただいてお ります。
監	査	役	野本昌城	当事業年度開催の取締役会23回のうち22回に、また、 当事業年度開催の監査役会20回のうち19回に出席し、主 に弁護士としての専門的見地からの発言を行っておりま す。
監	査	役	大橋 一生	当事業年度開催の取締役会23回のうち20回に、また、 当事業年度開催の監査役会20回のうち全てに出席し、主 に公認会計士及び税理士としての専門的見地からの発言を 行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称

監査法人アリア

(2) 報酬等の額

区分	監査法人アリア
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	38百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	38百万円

- (注) 1.当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当連結会計年度における報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
 - 2.監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算 出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬 等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会の会議の目的とすることといたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任理由を報告いたします。

(注) 事業報告は次のように記載しております。

- 1. 記載金額については、表示金額未満を切り捨てて表示しております。
- 2. 平均年齢、平均勤続年数は、小数点第2位以下を切り捨てて小数点第1位まで表示しております。

連結貸借対照表

(2024年2月29日現在)

資 産 の	部	負 債 の	部
科目	金 額	科目	金額
 流 動 資 産	8,632	流動負債	11,307
	2,145	支払手形及び買掛金	675
		短期借入金	2,170
売 掛 金	1,020	1年内返済予定の長期借入金	7,259
商品及び製品	4,708	未 払 法 人 税 等	15
仕 掛 品	2	未 払 費 用	781
原材料及び貯蔵品	62	契 約 負 債	102
 前 払 費 用	152	賞 与 引 当 金	124
未 収 入 金	417	そ の 他	177
	123	固定負債	1,664
		ポイント引当金	32
固定資産	5,091	長 期 借 入 金	1,300
有形固定資産	3,355	繰 延 税 金 負 債	53
土 地	2,143	資 産 除 去 債 務	225
建物	1,051	そ の 他	52
 	148	負債合計	12,971
その他	11	純 資 産 の	部
	11	株主資本	509
		資 本 金	100
無形固定資産	53	利 益 剰 余 金	409
そ の 他	53	自己株式	Δ0
		その他の包括利益累計額	△246
投資その他の資産	1,682	その他有価証券評価差額金	△0
差入保証金	1,377	為替換算調整勘定	△246
その他		非支配株主持分	488
	305	純 資 産 合 計	751
資 産 合 計	13,723	負債・純資産合計	13,723

連結 損益計算書

(2023年3月1日から) (2024年2月29日まで)

	科	I		金	額
売	上	高			22,724
	上 原	. 価			10,457
売		総利	益		12,267
販 売 費	及 び 一 般	管 理 費			13,294
営	業	損	 失		1,027
営 業	外	収 益			
受	取	利	息	23	
受	取配	当	金	0	
為	替	差	益	68	
不重	並	賃 貸	料	94	
補	助金	収	入	3	
受	取 保	険	金	39	
そ	の		他	15	245
営 業	外	費用			
支	払	利	息	133	
不 動	産 賃	貸 費	用	26	
株	式 交	付	費	214	
災害	によ	る 損	失	33	
支	払 手	数	料	10	
そ	の		他	15	434
経	常	損	失		1,216
	別 利				
固 定	資 産	売 却	益	492	
投 資	有 価 証	券 売 お	1 益	0	
関 係		清 算	益	41	534
	別損				
固 定		除却	損	13	
減	損	損	失	854	
店		鎖 損	失	35	903
税 郐		前当期純	損失		1,584
法 人 税		税 及 び 事	業税	26	
法人	税 等	調整	額	△82	△56
当		純 損	失		1,528
		する当期純			71
親会	社株主に帰	属する当期約	4損失		1,600

貸借対照表

(2024年2月29日現在)

資 産 の	部	負債の	部
科目	金額	科目	金額
流動資産	7,012	流動負債	9,861
現金及び預金	1,237	支払手形及び買掛金	352
売 掛 金	1,604	短 期 借 入 金	1,170
商品及び製品	4,101	1年内返済予定の長期借入金	7,259
原材料及び貯蔵品	51	未 払 金	10
前 渡 金	12	未 払 費 用	797
前 払 費 用	135	未払法人税等	13
未 収 入 金	432	未払消費税等	38
関係会社短期貸付金	560	賞与引当金	95
その他	241	そ の 他	123
貸倒引当金	△1,363	固定負債	1,703
固定資産	4,647	預り保証金	91
有形固定資産	3,141	ポイント引当金	32
建 物 車 両 運 搬 具	849	繰延税金負債	53
十 器 備 品	140	長期借入金	1,300
土地	2,143	資産除去債務	225
建設仮勘定	7	負債合計	11,565
そ の 他	_	無資産の	
無形固定資産	34	株主資本	95
商 標 権	_	資本金	100
ソフトウェア	34	資本剰余金	1,820
電話加入権	=	資本準備金	_
そ の 他	_	その他資本剰余金	1,820
投資その他の資産	1,471	利益剰余金	△1,825
投資有価証券	5	その他利益剰余金	△1,825
関係会社株式	203	繰越利益剰余金	△1,825
差入保証金	1,068	自己株式	△1,029 △0
長期前払費用	9	評価・換算差額等	△0
関係会社長期立替金 そ の 他	106 185	その他有価証券評価差額金	△0
貸倒引当金	△106	純 資 産 合 計	94
資産合計	11,659	負債・純資産合計	11,659

損益計算書

(2023年3月1日から) 2024年2月29日まで)

	—————————————————————————————————————	目		金	額
売	上	高			16,399
売	上	原 価			7,796
	売 上	総利	益		8,603
販 売	費及び一	般 管 理 費			10,030
	営 業	損	失		1,427
営	業外	収 益			
受	取	利	息	13	
受	取	配当	金	0	
受	取	保険	金	39	
不	動 産	賃 貸	料	94	
補	助	金 収	入	0	
貸	倒 引 当	金 戻	入 額	250	
そ		の	他	14	412
営	業外	費用			
支	払	利	息	126	
支	払	手 数	料	10	
シ	ンジケー	トローン手	数料	3	
貸	倒 引 当	金 繰	入 額	30	
不	動 産	賃 貸 賃	費 用	26	
株	式	交 付	費	214	
災	害 に	よる損	美 失	33	
そ		の	他	6	455
	経 常	損	失		1,470
特	別	利 益			
固	定資	産 売 去	〕 益	492	
そ		の	他	52	544
特	別	損 失			
固	定資	産 除 去	月 損	4	
減	損	損	失	846	
店	舗 閉	鎖 損	失	35	886
税	引 前 当	期 純	損 失		1,812
法		民税及び事	業税	13	
法	人 税	等 調	を 額	_	13
当	期	純 損	失		1,825

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2024年4月17日

株式会社サマンサタバサジャパンリミテッド 取締役会 御中

> 監査法人アリア 東京都港区

> > 代表 社員 公認会計士 茂 木 秀 俊

代表社員 公認会計士山中康之業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社サマンサタバサジャパンリミテッドの2023年3月1日から2024年2月29日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社サマンサタバサジャパンリミテッド及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の 基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監 査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としての その他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入 手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載のとおり、会社グループでは当連結会計年度末に、流動比率が76%となっていることに加え、当連結会計年度含め5期連続で営業損失、経常損失、8期連続で親会社株主の帰属する当期純損失を計上している。これらの状況から、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結計算書類は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結計算書類に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

強調事項

重要な後発事象に関する注記(株式交換による経営統合、定款の一部変更)に記載のとおり、会社は、2024年4月10日開催の取締役会において、2024年5月29日開催予定の定時株主総会及び普通株主による種類株主総会での承認可決を条件として、株式会社コナカ(会社親会社)との株式交換による経営統合について決議した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し 開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運 用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その 事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を 作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作 成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視する ことにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業 的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した 監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎と なる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの 合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査 証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守 したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減 するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利 害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2024年4月17日

株式会社サマンサタバサジャパンリミテッド 取締役会 御中

> 監査法人アリア 東京都港区

> > 代表社員 公認会計士 茂木 秀俊

代表社員 公認会計士山中康之業務執行社員 公認会計士山中康之

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社サマンサタバサジャパンリミテッドの2023年3月1日から2024年2月29日までの第30期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載のとおり、会社は、当事業年度末に、流動比率が71%となっていることに加え、当事業年度含め5期連続で営業損失、経常損失、9期連続で当期純損失を計上している。これらの状況から、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。計算書類等は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は計算書類等に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

強調事項

重要な後発事象に関する注記(株式交換による経営統合、定款の一部変更)に記載のとおり、会社は、2024年4月10日開催の取締役会において、2024年5月29日開催予定の定時株主総会及び普通株主による種類株主総会での承認可決を条件として、株式会社コナカ(会社親会社)との株式交換による経営統合について決議した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し 開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運 用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その 事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視する ことにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業 的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した 監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎と なる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、 リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検 計する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの 合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年3月1日から2024年2月29日までの第30期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

- 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
- ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役及び使用人等、会計監査人から評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めませ
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
- 会計監査人監査法人アリアの監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
 - 会計監査人監査法人アリアの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

3. 後発事象

2024年4月10日開催の取締役会において、2024年5月29日開催予定の当社定時株主総会及び普通株主による種類株主総会での承認可決を条件として、親会社である株式会社コナカとの株式交換による経営統合が決議された。

2024年4月18日

株式会社サマンサタバサジャパンリミテッド 監査役会

 常勤監査役
 佐 伯 章 二

 監 査 役
 野 本 昌 城

 監 査 役
 大 橋 一 生

(注) 監査役の全員は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 当社と株式会社コナカとの株式交換契約承認の件

当社と株式会社コナカ(以下「コナカ」といいます。当社とコナカを併せ、以下「両社」といいます。)は、2024年2月20日に締結した基本合意書(以下「本件基本合意書」といいます。)に基づき、2024年4月10日に開催したそれぞれの取締役会において、2024年7月1日を効力発生日とする株式交換(以下「本件株式交換」といいます。)による経営統合(以下「本件経営統合」といいます。)を行うことを決議し、同日付で、両社の間で株式交換契約書(以下「本件株式交換契約」といいます。)を締結いたしました。

つきましては、本件株式交換契約の承認をお願いいたしたいと存じます。

本件株式交換は、コナカにおいては、会社法第796条第2項の規定に基づく簡易株式交換の手続により、株主総会の承認を得ずに、また、当社においては、定時株主総会及び普通株主による種類株主総会におけるご承認を得た上で2024年7月1日を効力発生日として行う予定です。

本件株式交換の効力発生日に先立ち、当社の普通株式(以下「当社株式」といいます。)は、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)グロース市場において、2024年6月27日付で上場廃止(最終売買日は2024年6月26日)となる予定です。

1. 本件株式交換を行う理由

(1)本件経営統合の経緯・背景

当社グループにおいては、2020年2月期より2023年2月期まで4期連続の営業損失、経常損失、2017年2月期より2023年2月期まで7期連続の親会社株主に帰属する当期純損失を計上するなど、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせる事象又は状況が存在いたしておりました。これらの状況を踏まえて、当社グループは、当該事象又は状況を改善すべく、特に2022年下半期以降、「Reborn計画」により、以下のような全方位的な構造改革及び各種施策を断行してまいりました。

(収益構造の改善)

● 店舗業態の転換、物流拠点の統廃合による在庫効率の改善と物流経費の効率 化

(資産効率の向上)

■ 固定資産の売却

(組織変更)

- 社長直轄の経営企画室、IT戦略室設置によるバックオフィス機能の強化など (手元資金の確保)
- 2023年5月:コナカ(当社親会社)を引受先とする18億円のA種種類株式 の発行、減資
- 2023年11月:コナカからの運転資金の追加借入れ(3億円)
- 2023年12月:コナカからの運転資金の追加借入れ(6億円)、当社従業員 への冬季賞与の不支給
- 2024年3月:コナカからの借入金(合計5億円)の返済期限の延長
- 2024年3月:当社の金融機関からの借入金に対するコナカの債務保証(保 証限度額41億円)

しかしながら、当社の当連結会計年度(2024年2月期)においては、2024年4月4日付当社公表「減損損失の計上、2024年2月期通期連結業績予想の修正に関するお知らせ」(以下「2024年4月4日付プレスリリース」といいます。)のとおり、販売費及び一般管理費節減に一定の成果は得られましたが、不採算店舗の撤退に伴う店舗数の減少に加え、全体的にお客様の来店数が前年を大きく下回る状況であり、通期の売上高は2023年12月12日付当社公表「通期連結業績予想の修正に関するお知らせ」における予想より3.9%減少の22,724百万円に留まる見込みであります。当社の当連結会計年度の第4四半期においては、インバウンド需要の更なる取り込み、季節対応型商品企画の本格投入などの巻き返し施策を行っておりますが、足元の状況に鑑みましても、5期連続で営業損失、経常損失、8期連続で通期の親会社株主に帰属する当期純損失を計上する見込みであります。

また、当社は合併等の実質的存続性喪失に係る猶予期間に入っており、猶予期間内(2024年2月29日まで)に新規上場審査に準じた基準に適合しなければ、上場廃止のおそれがあるため、前述の施策等に全力で取り組んでまいりましたが、猶予期間終了日である2024年2月29日までに適合審査の申請を行うことは現実的に困難であるとの判断に至りました。このような状況を踏まえ、コナカよりこれまでに受けてきた財務的支援(運転資金の借入及びA種種類株式の引受)からさらに踏み込んだ内容の連携を目指すことが最善であるとの考えに至り、コナカに対し2024年1月中旬以降、完全子会社化を含む支援検討を要請しておりました。その結果、コナカは、当社からの申し入れを受け、当社が現在の株主構成のまま上場廃止となった場合に、当社を含むコナカグループを取り巻くステー

クホルダーの皆様に対して及ぼしかねない多大な影響を回避するとともに、グループ全体の企業価値を向上させることを目的として、2024年2月20日付プレスリリース「株式会社コナカと株式会社サマンサタバサジャパンリミテッドの株式交換による経営統合に関する基本合意書の締結に関するお知らせ」(以下「2024年2月20日付プレスリリース」といいます。)においてお知らせしておりますとおり、本件基本合意書に基づき、本件経営統合を行うことにより、当社がコナカの完全子会社となり、柔軟かつ迅速な意思決定体制を構築した上で当社の持続的成長を推進していくことにつき、具体的な協議・検討を進めてまいりましたが、2024年4月10日、正式に最終的な合意に至りました。

本件経営統合後、両社はこれまで以上に、情報や人的資源の共有を進め、経営資源を相互に有効活用してまいります。また、当社は、上場企業として必要となる管理部門の維持のための費用その他のコスト等、上場維持に伴うその他の経営負担の削減を図ることができるとともに、支配株主であるコナカと他の少数株主の皆様との間における潜在的な利益相反関係が解消され、効率的な経営体制の下で、事業戦略へ経営資源を集中することが可能となると見込んでおります。結果として、中長期的な観点から、当社を含むコナカグループ全体の企業価値向上に資するものと考えております。

(2)本件経営統合の基本理念と目的

両社は、本件経営統合を通じて、柔軟かつ迅速な意思決定をはじめとした効率的な経営体制を構築し、グループとしての総合力を一段と発揮し、顧客の求める付加価値をスピーディーに提供することによって、グループ全体の企業価値の向上を目指してまいります。

(3)本件経営統合により見込まれる相乗効果

- ①経営統合することにより、これまでにも増して迅速かつ効率的な意思決定の下、コナカのリソースを活用することによる当社本部系の業務効率化の促進と、全方位的かつ抜本的な構造改革施策を速やかに断行し、最速で収益力の改善を達成いたします。
- ②当社グループが展開する主要販路である百貨店、都市型商業施設、モール型商業施設及びEC販路に対しこれまで培ってきた事業ノウハウを、コナカグループ内で有効活用することで、グループにおける事業ポートフォリオの最適化に寄与します。
- ③コナカの事業領域において、コナカの事業ノウハウを活かした新商品を開発

- し、新規顧客の獲得と当社事業の販路を拡大いたします。
- ④当社グループの保有するレディースファッション領域の事業ノウハウを活かして、コナカは今後より幅広く市場を捉え、コナカグループ全体としての更なる事業成長を促進いたします。
- 2. 本件株式交換契約の内容の概要

当社及びコナカが2024年4月10日付で締結した本件株式交換契約の内容は次のとおりです。

株式交換契約書(写)

株式会社コナカ(以下「甲」という。)及び株式会社サマンサタバサジャパンリミテッド(以下「乙」という。)は、2024年4月10日(以下「本契約締結日」という。)、以下のとおり株式交換契約(以下「本契約」という。)を締結する。

第1条(本株式交換)

甲及び乙は、本契約の規定に従い、甲を株式交換完全親会社とし、乙を株式交換完全 子会社とする株式交換(以下「本株式交換」という。)を行い、甲は、本株式交換によ り、乙の発行済株式(但し、甲が保有する乙の株式を除く。以下同じ。)の全部を取得 する。

第2条(株式交換完全親会社及び株式交換完全子会社の商号及び住所)

甲及び乙の商号及び住所は、以下のとおりである。

(1) 甲(株式交換完全親会社)

商号:株式会社コナカ

住所:神奈川県横浜市戸塚区品濃町517番地2

(2) 乙(株式交換完全子会社)

商号:株式会社サマンサタバサジャパンリミテッド

住所:東京都港区三田一丁目4番1号

第3条(本株式交換に際して交付する株式及びその割当て)

1. 甲は、本株式交換に際して、本株式交換により甲が乙の発行済株式の全部を取得する時点の直前時(以下「基準時」という。)における乙の株主(第9条に基づく乙の自己株式の消却後の株主をいうものとし、甲を除く。以下本条において同じ。)に対して、乙の普通株式に代わり、その保有する乙の普通株式の数の合計に0.155

を乗じて得た数の甲の普通株式を交付する。なお、甲がその全部を保有する乙のA 種種類株式については、本株式交換による割当は行わない。

- 2. 甲は、本株式交換に際して、基準時における乙の株主に対して、その保有する乙の 普通株式1株につき、甲の普通株式0.155株の割合(以下「本株式交換比率」とい う。)をもって、甲の普通株式を割り当てる。
- 3. 前二項の規定に従い甲が乙の株主に対して割り当てるべき甲の普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、甲は会社法第234条その他の関連法令の規定に従い処理する。

第4条 (甲の資本金及び準備金の額)

本株式交換により増加する甲の資本金及び準備金の額は、会社計算規則第39条の規定に従い甲が別途適切に定める金額とする。

第5条(本効力発生日)

本株式交換がその効力を生ずる日(以下「本効力発生日」という。)は、2024年7月1日とする。但し、本株式交換の手続の進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙は、協議し合意の上、これを変更することができる。

第6条 (株主総会の承認)

- 1. 甲は、会社法第796条第2項本文の規定により、本契約について会社法第795条第1項に定める株主総会の決議による承認を受けることなく本株式交換を行う。但し、会社法第796条第3項の規定により本契約について株主総会の決議による承認が必要となった場合は、甲は、本効力発生日の前日までに、本契約その他本株式交換に必要な事項について株主総会の決議による承認を求める。
- 2. 乙は、本効力発生日の前日までに、本契約その他本株式交換に必要な事項について 定時株主総会及び普通株主を構成員とする種類株主総会の決議による承認を求める。

第7条(事業の運営等)

- 1. 甲及び乙は、本契約締結日から本効力発生日までの間、それぞれ善良な管理者の注意をもって自らの業務の遂行並びに財産の管理及び運営を行い、かつ、それぞれの子会社(但し、甲については乙及びその子会社を除く。)をして、善良な管理者の注意をもって自らの業務の遂行並びに財産の管理及び運営を行わせるものとする。
- 2. 甲及び乙は、本契約締結日から本効力発生日までの間、本契約において別途定める場合を除き、自ら又はその子会社(但し、甲については乙及びその子会社を除

く。)をして、本株式交換の実行又は本株式交換比率に重大な影響を及ぼす可能性 のある行為を行う場合は、事前に相手方当事者と協議し合意の上、これを行うもの とする。

第8条 (剰余金の配当)

- 1. 甲は、2024年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、1株当たり10円を限度として剰余金の配当を行うことができる。
- 2. 甲及び乙は、前項に定めるものを除き、本契約締結日以降、本効力発生日以前の日を基準日とする剰余金の配当の決議を行ってはならず、また本効力発生日以前の日を取得日とする自己株式の取得(適用法令に従い株主の権利行使に応じて自己の株式の取得をしなければならない場合を除く。)の決議を行ってはならない。

第9条(自己株式の消却)

乙は、本効力発生日の前日までに開催される取締役会の決議により、基準時において保有する自己株式(本株式交換に際して行使される会社法第785条第1項に定める反対株主の株式買取請求に応じて取得する自己株式を含む。)の全部につき基準時をもって消却するものとする。

第10条(本株式交換の条件変更等)

- 1. 本契約締結日以降本効力発生日に至るまでの間において、本株式交換の実行に重大な支障となる事態が生じ又は明らかとなった場合その他本契約の目的の達成が困難となった場合には、甲及び乙は、協議し合意の上、本株式交換の条件その他の本契約の内容を変更し、若しくは本株式交換を中止し、又は本契約を解除することができる。
- 2. 甲及び乙は、本契約締結日から本効力発生日の前日までの間に、相手方当事者が本契約の条項に違反した場合には、相当の期間を定めて相手方当事者に是正することを催告の上、その期間内に是正がなされないときは、本契約を解除することができる。

第11条(本契約の効力)

本契約は、(i)本効力発生日の前日までに第6条第2項に規定する乙の定時株主総会及び普通株主を構成員とする種類株主総会において本契約その他本株式交換に必要な事項について承認が得られない場合、(ii)甲において、第6条第1項但書の規定による株主総会の承認が必要となったにもかかわらず、本効力発生日の前日までに甲の株主総会において本契約の承認が得られない場合、(iii)国内外の法令に基づき本株式交換を実行する

ために本効力発生日に先立って必要な関係官庁等の承認等(関係官庁等に対する届出の 効力の発生等を含む。)が得られなかった場合、又は(iv)前条に基づき本契約が解除さ れた場合には、その効力を失う。

第12条(合意管轄裁判所)

本契約の履行及び解釈に関し紛争が生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第13条 (協議)

本契約に記載のない事項、又は本契約の内容に疑義が生じた場合は、甲及び乙は誠実に協議し、その解決を図るものとする。

上記合意の成立を証するため、本書2通を作成し、各当事者記名押印の上、各自1通 を保有する。

2024年4月10日

- 甲 神奈川県横浜市戸塚区品濃町517番地2 株式会社コナカ 取締役社長CEO グループ代表 湖中 謙介
- 乙 東京都港区三田一丁目4番1号 株式会社サマンサタバサジャパンリミテッド 代表取締役社長 米田 幸正
- 3. 交換対価の相当性に関する事項
 - (1)交換対価の総数及び割当ての相当性に関する事項
 - ①本件株式交換に係る割当ての内容

	コナカ	当社	
	(株式交換完全親会社)	(株式交換完全子会社)	
本件株式交換に係る割当比率	1	0.155	
本件株式交換により	コナカの普通株式:4,175,840株(予定)		
交付する株式数			

(注1) 株式の割当比率

当社株式1株に対して、コナカの普通株式(以下「コナカ株式」といいます。) 0.155株を割当交付いたします。

なお、コナカが保有する当社株式38,910,226株及び当社のA種種類株式18株(2023年9月30日時点)については、本件株式交換による割当ては行いません。

なお、上記の本件株式交換に係る割当比率(以下「本件株式交換比率」といいます。)は、算定根拠となる諸条件に重大な変更が生じた場合、両社間で協議 及び合意の上、変更することがあります。

(注2) 本件株式交換により交付するコナカ株式の株式数

コナカは、本件株式交換に際して、本件株式交換によりコナカが当社の発行済株式 (ただし、コナカが保有する当社株式を除きます。)の全部を取得する時点の直前時(以下「基準時」といいます。)における当社の株主の皆様(ただし、下記の自己株式の消却が行われた後の株主をいうものとし、コナカを除きます。)に対して、その保有する当社株式の株式数の合計に本件株式交換比率を乗じた数のコナカ株式を割当交付する予定です。コナカは、かかる交付にあたり、新たに発行する株式を充当する予定です(ただし、コナカの判断により、上記に従い割当交付されるコナカ株式の一部として、コナカが保有する自己株式を充当する可能性があります。)。

なお、当社は、本件株式交換の効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議により、基準時において保有する自己株式(本件株式交換に関する会社法第785条第1項に基づく反対株主の株式買取請求に応じて取得する株式を含みます。)の全部を、基準時までに消却する予定です。本件株式交換によって交付する株式数は、当社の自己株式の取得、消却等の理由により、今後修正される可能性があります。

(注3) 単元未満株式の取扱い

本件株式交換に伴い、コナカの単元未満株式(100株未満の株式)を保有することとなる当社の株主が新たに生じることが見込まれます。特に、所有されている当社株式が646株未満である当社の株主の皆様は、コナカの単元未満株式のみを保有することとなる見込みであり、当社の全株主の7割を超える株主(2024年2月29日時点の当社の株主名簿による割合であり、現在は異なる可能性があります。)が該当するものと思われます。コナカの単元未満株式を保有することとなる当社の株主の皆様については、本件株式交換の効力発生日以降、コナカ株式に関する以下の制度をご利用いただくことができます。なお、金融商品取引所市場において単元未満株式を売却することはできません。

- ① 単元未満株式の買取制度(1単元(100株)未満株式の売却) 会社法第192条第1項の規定に基づき、コナカの単元未満株式を保有す る株主の皆様が、その保有する単元未満株式を買い取ることをコナカに 対して請求することができる制度です。
- ② 単元未満株式の買増制度(1単元(100株)への買増し) 会社法第194条第1項及びコナカの定款第10条に基づき、コナカの単元 未満株式を保有する株主の皆様が、コナカに対して、その保有する単元 未満株式の数と併せて1単元100株となる数のコナカ株式を売り渡すことを請求し、これをコナカから買い増すことができる制度です。

(注4) 1株に満たない端数の処理

本件株式交換に伴い、コナカ株式1株に満たない端数の割当てを受けることとなる当社の株主の皆様については、会社法第234条その他の関連法令の定めに従い、その端数の合計数(その合計数に1に満たない端数がある場合は、これを切り捨てるものとします。)に相当するコナカ株式を売却し、かかる売却代金をその端数に応じて当該株主の皆様に交付いたします。

②本件株式交換に係る割当ての内容の根拠等

(a)割当ての内容の根拠及び理由

コナカ及び当社は、本件株式交換に用いられる上記①「本件株式交換に係る割当ての内容」に記載の本件株式交換比率の算定に当たって公正性・妥当性を確保するため、それぞれ個別に、両社から独立した第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼することとし、コナカは株式会社AGS FAS(以下「AGS」といいます。)を、当社は野村證券株式会社(以下「野村證券」といいます。)を、それぞれの第三者算定機関に選定いたしました。

コナカにおいては、下記(3)①「公正性を担保するための措置(利益相反を回避するための措置を含む。)」に記載のとおり、コナカの第三者算定機関であるAGSから受領した株式交換比率算定書、法務アドバイザーである熊谷・田中・津田法律事務所からの助言等を踏まえ、慎重に協議・検討した結果、本件株式交換比率は妥当であり、コナカの株主の皆様の利益に資するとの判断に至ったため、本件株式交換比率により本件株式交換を行うことが妥当であると判断しました。

他方、当社においては、下記(3)①「公正性を担保するための措置(利益相反を回避するための措置を含む。)」に記載のとおり、当社の第三者算定機関である野村證券から受領した株式交換比率算定書、法務アドバイザーであるアンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業からの助言、当社がコナカに対して

実施したデュー・ディリジェンスの結果、並びに支配株主であるコナカとの間で利害関係を有しない独立した委員のみから構成される特別委員会(以下「本件特別委員会」といい、その詳細については下記(3)①「公正性を担保するための措置(利益相反を回避するための措置を含む。)」をご参照ください。)からの指示、助言及び2024年4月10日付で受領した答申書の内容等を踏まえて、慎重に協議・検討をいたしました。そして、本件株式交換比率については、下記(b)(イ)「算定の概要」に記載のとおり、妥当といえることも踏まえ、当社の少数株主の皆様の利益に資するとの判断に至りました。以上のような協議・結果を踏まえ、当社において、本件株式交換比率により本件株式交換を行うことが妥当であると判断しました。

以上のとおり、コナカ及び当社は、両社がそれぞれの第三者算定機関から提出を受けた株式交換比率の算定結果を参考に、両社の財務状況・資産状況・将来の見通し等の要因を総合的に勘案した上で、交渉・協議を重ねてまいりました。その結果、コナカ及び当社は、本件株式交換比率は妥当であり、それぞれの株主の皆様の利益に資するとの判断に至ったため、本件株式交換比率により本件株式交換を行うことが妥当であると判断いたしました。なお、本件株式交換比率は、本件株式交換契約に従い、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、両社間で協議し合意の上変更することがあります。

(b)算定に関する事項

(ア)算定機関の名称及び両社との関係

コナカの第三者算定機関であるAGS及び当社の第三者算定機関である野村證券はいずれも、コナカ及び当社の関連当事者には該当せず、コナカ及び当社からは独立した算定機関であり、本件経営統合に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

(イ)算定の概要

AGSは、コナカ株式及び当社株式がいずれも金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法を、また、両社の将来の事業活動の状況を評価に反映させるため、ディスカウンテッド・キャッシュ・フロー法(以下「DCF法」といいます。)を採用して各社の株式価値の算定を行いました。

各評価手法による、コナカ株式の1株当たり株式価値を1とした場合の当社株式の評価レンジは以下のとおりとなります。

採用手法	株式交換比率の算定結果
市場株価法(基準日①)	0.213~0.260
市場株価法(基準日②)	0.218~0.238
DCF法	0.112~0.185

市場株価法に関しては、2024年2月20日付プレスリリースにおいてお知らせしておりますとおり、市場株価を参照する場合には、原則として、本件基本合意書の締結を公表した日の前営業日である2024年2月19日を算定基準日とすることが望ましいと考えているため、2024年2月19日を算定基準日(以下「基準日①」といいます。)として、東京証券取引所における基準日①の株価終値、基準日①までの1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間の各期間の終値単純平均値を、並びに直近の状況を踏まえた市場からの評価を勘案するため、2024年4月9日を算定基準日(以下「基準日②」といいます。)として、東京証券取引所における基準日②の株価終値、基準日②までの1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間の各期間の終値単純平均値をそれぞれ採用いたしました。

DCF法に関しては、コナカについては、コナカが作成した2024年9月期から2027年9月期までの財務予測に基づく将来のキャッシュ・フローを、当社については、当社が作成した2024年2月期から2029年2月期までの財務予測に基づく将来のキャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって算定しております。

AGSは、上記株式交換比率の算定に際して、両社から提供を受けた資料及び情報、一般に公開された情報を原則としてそのまま使用し、分析及び検討の対象とした全ての資料及び情報が正確かつ完全であることを前提としており、これらの資料及び情報の正確性又は完全性に関し独自の検証を行っておらず、またその義務を負うものではありません。AGSは、株式交換比率の算定に重大な影響を与える可能性がある事実でAGSに対して未開示の事実はないこと等を前提としております。両社及びその関係会社の全ての資産又は負債(金融派生商品、簿外資産及び負債、その他の偶発債務を含み、これらに限られない。)について、個別の資産及び負債の分析並びに評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、また第三者機関への評価、鑑定又は査定の依頼も行っておりません。AGSは、提供された両社の財務予測その他将来に関する情報が、両者の経営陣による現時点において可能な最善の予測と判断に基づき、合理的に確認、検討又は作成されていることを前提としており、コナカの同意を得て、独自に検証することなくこれらの情報に依拠しております。AGSの算定は、2024年4月9日現在における金融、経済、市場その他の状況を前提としております。

なお、AGSが提出した株式交換比率の算定結果は、本件株式交換における株式 交換比率の公平性について意見を表明するものではありません。

AGSがDCF法による算定の前提としたコナカの事業計画において、大幅な増 減益が見込まれる事業年度が含まれております。具体的には、2024年9月期に おいては、コナカ業態、スーツセレクト業態及びディファレンス業態の3業態に おける販管費率の改善効果等の影響により、営業利益は前年度から1.368百万円 の増益となることが見込まれております。2025年9月期及び2026年9月期にお いては、当社の新型コロナウイルス感染症による社会経済活動の低迷からの正常 化の進行並びに不採算店舗の撤退を含む売上原価率及び販管費率の改善施策等の 影響により、2025年9月期は、営業利益は前年度から192.9%の増益となり、フ リー・キャッシュ・フローは前年度から107.9%の増加が見込まれており、2026 年9月期は、営業利益は前年度から62.0%の増益を見込んでおります。一方、 AGSがDCF法による算定の前提とした当社の事業計画において、大幅な増減益 が見込まれる事業年度が含まれております。具体的には、2024年2月期、2025 年2月期、2026年2月期、2027年2月期及び2028年2月期において、新型コ ロナウイルス感染症による社会経済活動の低迷からの正常化の進行並びに不採算 店舗の撤退を含む売上原価率及び販管費率の改善施策等の影響により、2024年 2月期は、営業利益は前年度から691百万円の赤字幅縮小となり、2025年2月 期においては、利益率改善により営業利益は前年度から414百万円の赤字幅縮小 となり、営業損失の縮小及び店舗売却による敷金の同収等によりフリー・キャッ シュ・フローは前年度から859.5%の増加となり、2026年2月期においては、利 益率改善により営業利益は前年度から1,114百万円の増益となり、2027年2月 期においては、利益率改善により営業利益は前年度から32.0%の増益となり、 2028年2月期においては、利益率改善により営業利益は前年度から131.2%の増 益となり、フリー・キャッシュ・フローは前年度から106.0%の増加を見込んで おります。

また、両社の本件株式交換の実行により実現することが期待されるシナジー効果については、上場維持コストの削減を除き、現時点において収益に与える影響を具体的に見積もることが困難であるため、DCF法による算定の前提とした財務予測には反映しておりませんが、本件株式交換の実行により実現することが期待されるコナカから当社への金融支援の影響を反映しており、当該財務予測は本件株式交換の実行を前提としております。

野村證券は、コナカについては、同社が金融商品取引所に上場しており、市場 株価が存在することから市場株価平均法を、また、将来の事業活動の状況を評価 に反映するためDCF法をそれぞれ採用して算定を行いました。当社については、同社が金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから市場株価平均法を、また、将来の事業活動の状況を評価に反映するためDCF法をそれぞれ採用して算定を行いました。各評価手法におけるコナカ株式の1株当たりの株式価値を1とした場合の当社株式の評価レンジは、以下のとおりとなります。

採用手法	株式交換比率の算定結果
市場株価平均法(基準日①)	0.213~0.260
市場株価平均法(基準日②)	0.218~0.238
DCF法	0.131~0.212

なお、市場株価平均法については、2024年2月20日付プレスリリースにおいてお知らせしておりますとおり、両社は市場株価を参照する場合には、原則として、本件基本合意書の締結を公表した日の前営業日である2024年2月19日を算定基準日とすることが望ましいと考えているため、2024年2月19日を算定基準日(基準日①)として、東京証券取引所における算定基準日から遡る5営業日、1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間の各期間の取引日における終値単純平均値を、加えて、野村證券は直近の状況を踏まえた市場からの評価を勘案するため、2024年4月9日を算定基準日(基準日②)として、東京証券取引所における算定基準日から遡る5営業日、1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間の各期間の取引日における終値単純平均値をそれぞれ採用いたしました。

DCF法では、コナカについては、コナカが作成した2024年9月期から2027年9月期までの財務予測に基づく将来のキャッシュ・フローを、当社については、当社が作成した2024年2月期から2029年2月期までの財務予測に基づく将来のキャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって算定しております(なお、コナカの財務予測には当社が作成した財務予測が含まれます。また、当社の財務予測の作成に関して、コナカの取締役社長CEOグループ代表を兼務している湖中謙介氏は、利益相反の疑義を回避する観点から、一切の関与を行っておりません。)。DCF法における継続価値の算定については永久成長法及びマルチプル法を採用しております。具体的には割引率はコナカについては、4.25%~5.25%を、当社については、5.25%~6.25%を使用しております。永久成長率法では両社ともに永久成長率-0.25%~0.25%を使用して算出しております。

野村證券は、上記株式交換比率の算定に際して、公開情報及び野村證券に提供された一切の情報が正確かつ完全であることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性についての検証は行っておりません。両社及びその関係会社の

資産又は負債(金融派生商品、簿外資産及び負債、その他の偶発債務を含みます。)について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。コナカ及び当社の財務予測その他将来に関する情報については、コナカの経営陣及び当社の経営陣によりそれぞれ現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に検討又は作成されたことを前提としております。野村證券の算定は2024年4月9日までに野村證券が入手した情報及び経済条件を反映したものです。なお、野村證券の算定は、当社の取締役会が本件株式交換比率を検討するための参考に資することを唯一の目的としております。

野村證券がDCF法による算定の前提としたコナカの財務予測において、大幅 な増益が見込まれる事業年度が含まれております。具体的には、2024年9月期 においては、コナカ業態、スーツセレクト業態及びディファレンス業態の3業態 における販管費率の改善効果等の影響により、1.363百万円の増益となり、黒字 に転換することを見込んでおります。2025年9月期から2026年9月期において は、当社の新型コロナウイルス感染症による社会経済活動の低迷からの正常化の 進行並びに不採算店舗の撤退を含む売上原価率及び販管費率の改善施策等の影響 による大幅な増益により、営業利益は2025年9月期においては前事業年度から 183.8%の増益、2026年9月期においては前事業年度から64.4%の増益となる ことを見込んでおります。2025年9月期においては、前事業年度に見込まれて いた当社の固定資産売却収入の剥落により、フリー・キャッシュ・フローは前事 業年度から40.7%の減少となることを見込んでおります。一方、野村證券が DCF法による算定の前提とした当社の財務予測において、大幅な増益が見込ま れる事業年度が含まれております。具体的には、2024年2月期、2025年2月 期、2026年2月期、2027年2月期及び2028年2月期においては、新型コロナ ウイルス感染症による社会経済活動の低迷からの正常化の進行並びに不採算店舗 の撤退を含む売上原価率及び販管費率の改善施策等の影響により、営業利益は 2024年2月期においては前事業年度から686百万円の増益、2025年2月期にお いては前事業年度から393百万円、2026年2月期においては前事業年度から 1.081百万円の増益となり、黒字に転換を、2027年2月期においては前事業年度 から36.3%の増益、2028年2月期においては前事業年度から144.1%の増益と なることを見込んでおります。また、2025年2月期においては、利益率改善及 び店舗売却による固定資産売却収入により、フリー・キャッシュ・フローは前事 業年度から761.9%の増加を、並びに2026年2月期においては、前事業年度に見 込まれていた固定資産売却収入の剥落により、フリー・キャッシュ・フローは前 事業年度から66.4%の減少となることを見込んでおります。なお、両社の財務予

測は、現在予定されているコナカから当社への金融支援の影響を反映しておりますが、本件株式交換の実行により実現することが期待されるシナジー効果については、算定時点において具体的に見積もることが困難であるため、両社の財務予測には加味されておりません。

(2)本件交換対価としてコナカ株式を選択した理由

当社及びコナカは、本件株式交換の対価として、株式交換完全親会社であるコナカ株式を選択しました。

コナカ株式は東京証券取引所スタンダード市場に上場されており、本件株式交換の効力発生日以降も同市場において取引機会が確保されていること、また、当社の株主の皆様が本件株式交換に伴うシナジーを享受することも期待できることから、上記の選択は適切であると判断いたしました。

本件株式交換により、その効力発生日(2024年7月1日を予定)をもって、当社はコナカの完全子会社となり、当社株式は東京証券取引所の上場廃止基準に従って、2024年6月27日付で上場廃止(最終売買日は2024年6月26日)となる予定です。なお、現在の本件株式交換の効力発生日が変更された場合には、上場廃止日も変更される予定です。

上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所において取引することができなくなりますが、本件株式交換により当社の株主の皆様に割り当てられるコナカ株式は東京証券取引所に上場されており、本件株式交換の効力発生日以後も東京証券取引所での取引が可能であることから、基準時において当社株式を646株以上保有し、本件株式交換によりコナカ株式の単元株式数である100株以上のコナカ株式の割当てを受ける当社の株主の皆様に対しては、株式の保有数に応じて一部単元未満株式の割当てを受ける可能性はあるものの、1単元以上の株式については引き続き株式の流動性を提供できるものと考えております。

他方、基準時において646株未満の当社株式を保有する当社の株主の皆様には、コナカ株式の単元株式数である100株に満たないコナカ株式が割り当てられます。そのような単元未満株式については、その株式数に応じて本件株式交換の効力発生日以降の日を基準日とするコナカの配当金を受領する権利を有することになりますが、金融商品取引所市場において売却することはできません。単元未満株式を保有することとなる株主の皆様は、コナカに対し、その保有する単元未満株式を買取ることを請求することが可能です。また、その保有する単元未満株式の数と併せて1単元となる数の株式をコナカから買増すことも可能です。かかる取扱いの詳細については、上記(1)①「本件株式交換に係る割当ての内容」の(注3)「単元未満株式の取扱い」をご参照ください。また、本件株式交換に伴い1株に満たない端数が

生じた場合における端数の取扱いの詳細については、上記(1)①「本件株式交換に係る割当ての内容」の(注4)「1株に満たない端数の処理」をご参照ください。

なお、当社の株主の皆様は、最終売買日である2024年6月26日(予定)までは、東京証券取引所において、その保有する当社株式を従来どおり取引することができるほか、会社法その他関係法令に定める適法な権利を行使することができます。

(3)当社の株主の利益を害さないように留意した事項

①公正性を担保するための措置(利益相反を回避するための措置を含む。)

本件経営統合は、コナカが、既に当社株式38,910,226株 (2023年11月30日 現在の発行済普通株式総数65,851,417株から自己株式数282株を減じた株式数に占める保有割合にして59.09%)を保有しており、当社はコナカの連結子会社に該当することから、本件株式交換の公正性を担保する必要があると判断し、以下のとおり公正性を担保するための措置(利益相反を回避するための措置を含みます。)を実施しております。

(a)独立した第三者算定機関からの算定書の取得

コナカは、コナカ及び当社から独立した第三者算定機関であるAGSを選定し、2024年4月9日付で、株式交換比率に関する算定書を取得いたしました。算定書の概要は、上記(1)②(b)「算定に関する事項」をご参照ください。

他方、当社は、コナカ及び当社から独立した第三者算定機関である野村證券を 選定し、2024年4月10日付で、株式交換比率に関する算定書を取得いたしました。算定書の概要は、上記(1)②(b)「算定に関する事項」をご参照ください。

なお、コナカ及び当社は、いずれも、各第三者算定機関から本件株式交換比率 が財務的見地から妥当又は公正である旨の意見書 (フェアネス・オピニオン) を取得しておりません。

(b)独立した法律事務所からの助言

本件経営統合の法務アドバイザーとしてコナカは熊谷・田中・津田法律事務所を、当社はアンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業を選任し、それぞれ本件経営統合の諸手続及び意思決定の方法・過程等について、法的な観点から助言を得ております。なお、熊谷・田中・津田法律事務所及びアンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業は、いずれもコナカ及び当社から独立しており、重要な利害関係を有しません。

(c)当社における利害関係を有しない特別委員会からの答申書の取得

当社は、2024年2月20日、本件経営統合に係る当社の意思決定に慎重を期し、また、当社取締役会の意思決定過程における恣意性及び利益相反のおそれを

排除し、その公正性を担保するとともに、当該取締役会において本件株式交換を行う旨の決定をすることが当社の少数株主の皆様にとって不利益なものでないことを確認することを目的として、いずれも、コナカと利害関係を有しておらず、コナカ及び当社から独立した当社の社外取締役であり東京証券取引所に独立役員として届け出ている守屋宏一氏及び伊串久美子氏並びに当社の社外監査役であり東京証券取引所に独立役員として届け出ている佐伯章二氏、野本昌城氏及び大橋一生氏の5名により構成される本件特別委員会を設置し、本件経営統合を検討するに当たって、本件特別委員会に対し、(i)本件経営統合の目的は合理的と認められるか(本件経営統合が当社の企業価値向上に資するかを含む。)の妥当性が担保されているか、(iii)本件経営統合において、公正な手続を通じた当社の株主の利益への十分な配慮がなされているか、及び(iv)上記(i)から(iii)のほか、本件経営統合は当社の少数株主にとって不利益でないと考えられるか(以下(i)乃至(iv)を総称して「本件諮問事項」といいます。)について諮問しました。

本件特別委員会は、2024年2月20日から2024年4月9日までに、会合を合計8回開催したほか、情報収集を行い、必要に応じて随時協議を行う等して、本件諮問事項に関し、慎重に検討を行いました。

具体的には、まず、当社が選任した第三者算定機関である野村證券及び法務ア ドバイザーであるアンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業につき、 いずれも独立性及び専門性に問題がないことを確認し、その選任を承認いたしま した。その上で、当社からは、本件経営統合の目的、本件経営統合に至る背景・ 経緯、株式交換比率の算定の前提となる当社の財務予測の作成手続及び内容、本 件経営統合の検討体制・意思決定方法等について説明を受けたほか、コナカに対 して本件経営統合の目的等に関する質問状を送付した上で、コナカから、本件経 営統合の目的、本件経営統合に至る背景・経緯、本件経営統合を選択した理由、 本件経営統合後の経営方針や従業員の取扱い等について説明を受け、質疑応答を 行いました。また、当社の法務アドバイザーであるアンダーソン・毛利・友常法 律事務所外国法共同事業から、本件経営統合に係る当社の取締役会の意思決定の 方法・過程等、本件特別委員会の運用その他の本件株式交換に係る手続面の公正 性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関して助言を受け るとともに、コナカに対する法務デュー・ディリジェンスの結果について報告を 受けております。さらに、当社は、野村證券を通じて、財務・税務デュー・ディ リジェンスを実施し、報告を受けております。加えて、当社の第三者算定機関の 野村證券から株式交換比率の算定方法及び算定結果の説明を受け、質疑応答を行 いました。なお、本件特別委員会は、コナカと当社との間における本件株式交換に係る協議・交渉の経緯及び内容につき適時に報告を受けた上で、コナカから本件株式交換比率についての最終的な提案を受けるまで、複数回にわたり交渉の方針等について協議を行い、当社に意見する等して、コナカとの交渉過程に関与しております。

本件特別委員会は、かかる手続を経て、本件諮問事項について慎重に協議及び検討を行い、本件株式交換は、当社の少数株主にとって不利益なものとは認められない旨の答申書を、2024年4月10日付で、当社の取締役会に対して提出しております。

(d)当社における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない 監査役全員の異議がない旨の意見

本件経営統合に関する議案を決議した2022年4月10日開催の当社の取締役会においては、当社の取締役のうち、コナカの取締役社長CEOグループ代表を兼務している湖中謙介氏は、利益相反の疑義を回避する観点から、本件経営統合に関する取締役会の審議及び決議には参加しておらず、当社の立場においてコナカとの協議・交渉にも参加しておりません。その上で、当社取締役会において、上記の理由により本件経営統合に関する審議及び決議には参加していない湖中謙介氏以外の全ての取締役が出席の上、出席取締役の全員一致により、本件株式交換契約の締結につき決議しております。

また、上記の取締役会においては、当社の監査役3名が出席し、その全員が上記決議につき異議がない旨の意見を述べております。

(4)完全親会社となるコナカの資本金及び準備金の額の相当性に関する事項 本件株式交換により増加するコナカの資本金及び準備金の額は以下のとおりで す。

- ①資本金の額 会社計算規則39条に従いコナカが別途定める額
- ②資本準備金の額 会社計算規則39条に従いコナカが別途定める額
- ③利益準備金の額 0円

上記資本金及び準備金の額は、コナカの資本政策その他諸事情を総合的に考慮・ 検討し、法令の範囲内で決定したものであり、相当であると考えております。

- 4. 交換対価について参考となるべき事項
 - (1)完全親会社となるコナカの定款の定め

コナカの定款は、法令及び当社定款第13条の規定に基づき、当社ウェブサイト (https://www.samantha.co.jp/company/ir/library/ntc/) 及び東京証券

取引所のウェブサイト (https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action. do?Show=Show) において掲載しております。

- (2)交換対価の換価の方法に関する事項
 - ①交換対価を取引する市場 コナカ株式は、東京証券取引所スタンダード市場において取引されておりま す。
 - ②交換対価の取引の媒介、取次又は代理を行う者 コナカ株式は、全国の各金融商品取扱業者(証券会社)において取引の媒介、取次等が行われております。
 - ③交換対価の譲渡その他の処分に制限があるときはその内容 該当事項はありません。
- (3)交換対価に市場価格があるときはその価格に関する事項

本件株式交換契約の締結を公表した日(2024年4月10日)の前営業日を基準として、1ヶ月間、3ヶ月間の東京証券取引所スタンダード市場におけるコナカ株式の終値の平均は、それぞれ408円、413円です。また、コナカ株式の最新の市場価格等につきましては、東京証券取引所のウェブサイト(https://www.jpx.co.jp/)等でご覧いただけます。

(4)コナカの過去5年間にその末日が到来した各事業年度に係る貸借対照表の内容交換対価に市場価格があるときはその価格に関する事項

コナカは、いずれの事業年度においても金融商品取引法第24条第1項の規定により有価証券報告書を提出しておりますので、記載を省略いたします。

- 5. 本件株式交換に係る新株予約権の定めの相当性に関する事項 当社は、新株予約権及び新株予約権付社債を発行していないため、該当事項は ありません。
- 6. 計算書類等に関する事項
 - (1)コナカの最終事業年度に係る計算書類等の内容

コナカの最終事業年度(2023年9月期)に係る計算書類等の内容については、法令及び当社定款第13条の規定に基づき、当社ウェブサイト(https://www.samantha.co.jp/company/ir/library/ntc/)及び東京証券取引所のウェブサイト(https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show)において掲載しております。

(2)コナカの最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容に係る計算書類等の内容

該当事項はありません。

- (3)当社及びコナカにおける最終事業年度の末日後に生じた会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容
 - ①当社
 - (a)当社は、2024年4月10日開催の取締役会において、コナカを株式交換完全親会社とし、当社を株式交換完全子会社とする株式交換を行うことを決議し、同日付で株式交換契約書を締結いたしました。本件株式交換契約の内容は、上記2. 「本件株式交換契約の内容の概要」に記載のとおりです。
 - (b)当社は、本件株式交換の効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議により、基準時において保有する自己株式(本件株式交換に関する会社法第785条第1項に基づく反対株主の株式買取請求に応じて取得する株式を含みます。)の全部を、基準時までに消却する予定です。
 - (c)当社は、2024年2月期第4四半期において、単体では、減損損失614百万円、連結では減損損失623百万円を特別損失に計上することを2024年4月5日に公表しております。当該特別損失の内容は、当社が保有する固定資産(建物及び構築物、ソフトウェア等)について、事業の収益性低下による再評価の結果、帳簿価額を回収可能価額まで減額することを決定したものであります。なお、2024年2月期第3四半期連結累計期間までに単体、連結ともに減損損失231百万円を計上済みでありますので、2024年2月期通期において単体では減損損失846百万円、連結では減損損失854百万円となる見込みであります。
 - ②コナカ
 - (a)コナカは、2024年4月10日開催の取締役会において、コナカを株式交換完全親会社とし、当社を株式交換完全子会社とする株式交換を行うことを決議し、同日付で株式交換契約書を締結いたしました。本件株式交換契約の内容は、上記2. 「本件株式交換契約の内容の概要」に記載のとおりです。
 - (b)コナカは、2024年9月期第2四半期連結会計期間において、減損損失623 百万円を特別損失に計上する見込みとなったことを2024年4月5日に公表しております。当該特別損失の内容は、当社が保有する固定資産(建物及び構築物、ソフトウェア等)について、事業の収益性低下による再評価の結果、帳簿価額を回収可能価額まで減額することを決定したものであります。

7. 株式交換が効力を生ずる日以降における株式交換完全親会社の債務の履行の見込に関する事項

会社法第789条第1項第3号の規定により本件株式交換について異議を述べることができる債権者はいませんので、該当事項はありません。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

当社の事業年度は、毎年3月1日から翌年2月末日までとしておりますが、当社の親会社である株式会社コナカの事業年度の末日は9月末であるところ、タイムリーな業績把握開示の実現を図るため、当社の事業年度を毎年9月1日から翌年8月31日までに変更いたします。これに伴い、現行定款第7条、第46条、第47条及び第48条に所要の変更を行うものであります。

また、事業年度の変更に伴い、第31期事業年度は、2024年3月1日から2024年8月31日までの6ヶ月となります。そのため、経過措置として附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

主又は登録株式質権者に対し行う。

(下線は変更部分を示します。)

株主又は登録株式質権者に対し行う。

現 行 定 款 変 重 案 (基準日) (基準日) 第7条 当会社は、毎年2月末日の最終の株 第7条 当会社は、毎年8月31日の最終の株 主名簿に記載又は記録された議決権を 主名簿に記載又は記録された議決権を 有する株主をもって、その事業年度に 有する株主をもって、その事業年度に 関する定時株主総会において権利を行 関する定時株主総会において権利を行 使することができる株主とする。 使することができる株主とする。 (事業年度) (事業年度) 第46条 当会社の事業年度は、毎年9月1日 第46条 当会社の事業年度は、毎年3月1日 から翌年2月末日までとする。 から翌年8月31日までとする。 (剰余金の配当) (剰余金の配当) 第47条 剰余金の配当は、毎年2月末日の最 第47条 剰余金の配当は、毎年8月31日の 終の株主名簿に記載又は記録された株 最終の株主名簿に記載又は記録された

現	行	定	款	変
(中間配当)			(中間配当)	
第48条	き 当会社は、耳	収締役会の決議	によっ	第48条 当会社は、取締役会の決議によっ
て、毎年8月31日の最終の株主名簿			主名簿	て、毎年 <u>2</u> 月 <u>末</u> 日の最終の株主名簿に
に記載又は記録された株主又は登録株			記載又は記録された株主又は登録株式	
式質権者に対し、中間配当を行うこと		うこと	質権者に対し、中間配当を行うことが	
	ができる。			できる。
	(新	設)		<u>附則</u>
	(新	設)		第1条 第46条 (事業年度) の規定にかかわ
				らず、2024年3月1日から始まる第
				31期事業年度は、2024年8月31日ま
				での6ヶ月とする。
	(新	設)		第2条 附則第1条及び本条は、第31期事業
				年度経過後は、これを削除する。

第3号議案 取締役3名選任の件

米田幸正氏は2024年4月15日付で取締役を辞任しております。また、他の取締役全員(4名)は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、戦略的かつ機動的に意思決定が行えるよう2名減員し、取締役3名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

	以神以疾怕有は、次のとおりてあります。				
候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所 有 す る 当社株式の 種類及び数		
1	こなか けんすけ 湖 中 謙 介 (1960年10月16日生)	1982年4月 日本テーラー株式会社入社 1991年5月 株式会社コナカと合併により、同社 取締役 1999年12月 同社 常務取締役 2003年2月 同社 専務取締役 2005年10月 同社 代表取締役社長 2018年12月 同社 代表取締役社長CEO 2019年12月 当社 取締役(非常勤) 2019年12月 株式会社コナカ 代表取締役社長CEO グループ代表(現任) 2024年4月 当社 代表取締役社長(現任) <重要な兼職の状況> ・株式会社コナカ 代表取締役社長CEOグループ代表			
2	着 を 幸 ご 古 屋 幸 ご (1969年7月31日生)	1991年4月 酒田時計貿易株式会社入社 1998年9月 インターテックトレーディング株式会社取締役 2002年1月 株式会社ホリ・エンタープライズ入社 2013年9月 アガタジャポン株式会社入社 2017年10月 同社取締役副社長 2018年10月 株式会社コナカ入社 同日 報行役員 2019年2月 同社 執行役員 2019年12月 同社 常務執行役員COO 2020年10月 同社 専務執行役員COO 2020年12月 同社 取締役専務執行役員COO経営企画室長兼店舗開発部長 2024年4月 同社取締役専務執行役員(現任) 2024年4月 当社執行役員副社長(現任) <重要な兼職の状況>・株式会社コナカ取締役専務執行役員	_		

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所 有 す る 当社株式の 種類及び数
3	もりや こういち 守 屋 宏 一 (1960年9月29日生)	1989年 4 月 弁護士登録 1989年 4 月 本間法律事務所入所 2000年 7 月 守屋法律事務所開設 所長 (現任) 2001年 6 月 株式会社タムラ製作所 社外監査役 2004年 5 月 当社 監査役 2014年 6 月 サンフロンティア不動産株式会社 社外監査役 2018年 5 月 当社 社外取締役 (現任) <重要な兼職の状況> ・守屋法律事務所 所長	普通株式8千株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 - 2. 各候補者は、当社が発行するA種種類株式を所有しておりません。
 - 3. 湖中謙介氏は、当社の親会社である株式会社コナカの代表取締役であり、過去10年間においても同社の代表取締役でありました。なお同氏の同社における現在及び過去10年間の地位及び担当は、上記「略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況」欄に記載のとおりであります。
 - 4. 古屋幸二氏は、当社の親会社である株式会社コナカの業務執行者であり、現在及び過去10年間の地位及び担当は、上記「略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況」欄に記載のとおりであります。
 - 5. 守屋宏一氏は、社外取締役候補者であります。
 - 6. 守屋宏一氏を社外取締役候補者とした理由及び期待される役割は、以下のとおりであります。

守屋宏一氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、弁護士としての経験・識見が豊富であり、当社の論理に囚われず、法令を含む企業社会全体を踏まえた客観的視点で、独立性をもって経営の監視を遂行するに適任であります。そのことにより、取締役会の透明性の向上及び監督機能の強化に繋がるものと期待し、社外取締役候補者といたしました。

- 7. 守屋宏一氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって6年となります。
- 8. 当社は、守屋宏一氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の 損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額 は、法令が規定する額としております。なお、同氏の再任が承認可決された場合は、当該契 約を継続する予定であります。
- 9. 当社は、全ての取締役を被保険者として保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者に対して、被保険者が会社役員等としての業務につき行った行為に起因して損害賠償請求がなされた場合の損害賠償金や争訟費用等の損害を当該保険契約によって填補することとしております。各候補者の選任が承認可決された場合は、引き続き当該保険契約の被保険者となります。なお、当該保険契約は次回更新時においても同内容で更新する予定であります。
- 10. 当社は、守屋宏一氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。本総会において同氏の再任が承認可決された場合には、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。

以上

種類株主総会参考書類

議案 当社と株式会社コナカとの株式交換契約承認の件

議案の内容につきましては、定時株主総会参考書類第1号議案「当社と株式会社 コナカとの株式交換契約承認の件」に記載のとおりであります。

以上

株主総会会場ご案内図

ベルサール御成門タワー 4階 〒105-0011 東京都港区芝公園一丁目1番1号



最 寄 駅 都営三田線 御成門駅<u>(A3b出口)</u>徒歩1分

※当会場には専用駐車場はございません。

